

別表第1（第4条関係）

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 条例第9条 第1号又は第 2号に掲げる 行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外溝施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況

2 条例第9条 第3号から第 5号までに掲 げる行為	(1) 付近見取図	前項第1号に同じ
	(2) 現況平面図及び 断面図	ア 方位及び縮尺 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び 断面図	ア 方位及び縮尺 イ 行為地の境界 ウ 行為後の土地の高低 エ 行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地の利用計画及び緑化の方法 カ 行為中における周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 条例第9条 第6号に掲げ る行為	(1) 付近見取図	第1項第1号に同じ
	(2) 計画図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の森林、木竹等の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する森林、木竹等の位置、種類、高さ及び数量 キ 行為後の土地の利用計画及び緑化、植栽の方法

	(3) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
4 条例第9条 第7号に掲げる行為	(1) 付近見取図	第1項第1号に同じ
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 堆積の位置及び形状 エ 周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
5 共通	その他市長が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

別表第2 (第5条関係)

行為の種類		規模
1 条例第9条 第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の新築又は移転	(1) 建築物	高さ10メートル又は建築面積30平方メートル
	(2) 第3条第1号から第5号までに掲げる工作物	高さ10メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル)
	(3) 第3条第6号に掲げる工作物	高さ30メートル(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さ。次項第3号及び第4項並びに次

		表第1項第3号、第2項第3号及び第4項において同じ。)
	(4) 第3条第7号に掲げる工作物	高さ5メートルかつ長さ10メートル
	(5) 第3条第8号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 高さ10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル） イ 築造面積30平方メートル（太陽光発電設備等にあつてはパネル面積。次項第5号において同じ。）
2 条例第9条第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の増築又は改築	(1) 建築物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが10メートル イ 増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が10平方メートルかつ増築又は改築後の建築面積が30平方メートル
	(2) 第3条第1号から第5号までに掲げる工作物	増築又は改築後の高さが10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル）
	(3) 第3条第6号に掲げる工作物	増築又は改築後の高さが30メートル
	(4) 第3条第7号に掲げる工作物	次のいずれにも該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが5メートル イ 増築又は改築後の長さが10メー

		トル
	(5) 第3条第8号から第13号までに掲げる工作物	次のいずれかに該当する規模 ア 増築又は改築後の高さが10メートル（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル） イ 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートルかつ増築又は改築後の築造面積が30平方メートル
3	条例第9条第1号に掲げる行為のうち、建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る建築物及び工作物の規模が第1項第1号から第5号までの区分に応じ、それぞれ同項の右欄に定める規模 イ 行為に係る部分の面積の合計が建築物及び工作物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積であること
4	条例第9条第2号に掲げる行為	(1) 新築、増築、改築又は移転に当たっては次のいずれかに該当する規模 ア 高さ10メートル イ 表示面積10平方メートルかつ増築又は改築の場合は当該増築又は改築に係る部分の表示面積の合計が5平方メートル (2) 外観の変更に当たっては次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る広告物の規模が前

	号に掲げる規模に該当すること イ 行為に係る部分の面積の合計 が表示面積の2分の1に相当す る面積であること
5 条例第9条第3号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為に係る土地の面積が1,000 平方メートル イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5 メートルかつ当該法面の長さが10 メートル
6 条例第9条第4号に掲げる行為	次のいずれにも該当する規模 ア 行為による地形の変更に係る土地 の面積が3,000平方メートル イ 行為に伴い生ずる法面の高さが5 メートルかつ当該法面の長さが10 メートル
7 条例第9条第5号に掲げる行為	行為に係る車道の長さが500メー トル
8 条例第9条第6号に掲げる行為	行為に係る土地の面積が3,000平方 メートル
9 条例第9条第7号に掲げる行為の うち、当該行為により生ずる堆積の期 間が180日を超える行為	行為の用に供される土地の面積が3,0 00平方メートルかつ堆積の高さが3 メートル

別表第3（第9条関係）

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 第9条第2 項第1号に掲 げる行為	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等

		の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外溝施設の位置及び材料
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
2 第9条第2項第2号に掲げる行為	(1) 付近見取図	前項第1号に同じ
	(2) 計画図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量

		キ 行為後の土地の利用計画及び緑化、 植栽の方法
	(3) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 共通	その他市長が必要と認 める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

別表第4 (第10条関係)

行為の種類	図書
条例第16条に 規定する行為	(1) 理由書 (2) 所有権等移転後の維持管理及び継承に関する計画書